

2019年10月16日
株式会社日本政策金融公庫

**「令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口」の
13都県での設置について**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、10月13日付で、このたびの台風第19号に伴う災害により被害を受けた岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県に事業所を有する中小企業・小規模事業者・農林漁業者等の皆さまを対象に、「令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口」を設置し、「災害復旧貸付」等の取り扱いを開始しました（参考）。

日本公庫は、このたびの台風により被害を受けた事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

<事業者の皆さまの静岡県内のお問い合わせ先>

静岡県 (3支店)	静岡支店	国民生活事業	TEL:054-254-4411
		中小企業事業	TEL:054-254-3631
		農林水産事業	TEL:054-205-6070
	浜松支店	国民生活事業	TEL:053-454-2341
		中小企業事業	TEL:053-453-1611
	沼津支店	国民生活事業	TEL:055-931-5281

<お問い合わせ先> 日本政策金融公庫 静岡支店(担当:岡、高橋) Tel:054-254-3631
〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町59番地6 大同生命静岡ビル8階

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（注）このたびの台風により住居に被害を受け、市町村等から災害証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

2 農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金（災害）
資金の使いみち （※1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例1施設あたり600万円（※2））のいずれか低い額	（一般）600万円 【特認（※3）】年間経費等の6/12以内
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）	10年以内（3年以内）

（※1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「災害証明書」が必要となります。

（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。